

一般廃棄物最終処分施設ダイオキシン類濃度測定結果

[令和6年度]

○ダイオキシン類濃度（年1回以上測定）[規則第4条の5の2第4号ニ]

採取場所	地下水（上流）	地下水（下流）	処理水
採取日	令和6年9月10日	令和6年9月10日	令和6年9月10日
分析結果が得られた日	令和6年10月10日	令和6年10月10日	令和6年10月10日
天候	晴	晴	晴
気温	29.3	28.4	25.4
水温	14.5	16.8	19.5
測定方法	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 第2条第1項第2号の規定に基づき環境大臣が定める方法 （日本工業規格 K0312に定める方法）		
毒性等量 pg-TEQ/L	0.043	0.17	0.011
基準値	1 pg-TEQ/L ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁 及び土壌汚染に係る環境基準		10 pg-TEQ/L ダイオキシン類対策 特別措置法施行規則 別表第2

毒性等量及び基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（2,3,7,8-TeCDD）の毒性に換算した値。
 ダイオキシン類は異性体によって毒性が大きく異なるため、毒性の比較評価を行うには最も毒性が強い
 2,3,7,8-TeCDDの毒性を1として換算した毒性を足し合わせた値（毒性等量）を用います。